3 計画の位置づけ

(1)計画の目的と法的位置づけ

- ・本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第 18条第1項に基づく市町村食育推進計画及び自殺対策基本法第13条第2項に基づ く市町村自殺対策計画を一体的に策定した計画です。
- ・国の「健康日本 21 (第3次)」、「第4次食育推進基本計画」及び「自殺総合対策大綱」並びに県の「第8次地域保健医療計画」と整合を図っています。
- ・市の「第2次久喜市総合振興計画」をはじめ、健康づくり、食育及び自殺対策に関連のある各種計画等と整合を図っています。



